

令和4年度東京都建築動態統計調査交付金交付要綱

1 交付金交付基準

- (1) この交付金は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）第2条の表18の項口及び市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第107号）第2条の表11の項の規定に基づき、特別区及び11市（八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市及び西東京市をいう。以下同じ。）が処理する「建築動態統計調査」（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計として実施する調査をいう。以下同じ。）に係る経費として、特別区及び11市の長（以下「区長等」という。）へ交付するものとする。
- (2) 交付金の額は、予算の範囲内で、処理する業務に応じて算出する。

2 経理の原則

- (1) 区長等は、交付金を建築動態統計調査の目的に使用するものとする。
- (2) 区長等は、交付金を各区又は市の歳入・歳出予算に繰り入れ、明確な経理をするとともに、証拠書類を整備及び保管するものとする。

3 経費実績報告書

区長等は、当該業務を完了したときは、遅滞なく「令和4年度東京都建築動態統計調査交付金に係る経費実績報告書（別記様式）」を知事に提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年9月27日から施行する。ただし、本規定は、令和4年4月1日から適用する。